

問は問い合わせ先です

## 国民健康保険の加入と喪失の手続きはお早めに

例年4月は、就職による国民健康保険から社会保険への加入や、退職による社会保険から国民健康保険への加入など、異動が多い時期です。異動した場合は14日以内に市民課窓口への届け出が必要で、手続きは自動的に行われませんので、お早めに届け出てください。

●**手続きに必要なもの**  
 ①職場の健康保険に加入したとき 国保と職場の健康保険の両方の保険証、印鑑  
 ②退職して国保に加入するとき 職場の健康保険を抜けた証明書（資格喪失証明書、離職票など）、印鑑、国保の保険証（同じ世帯に国保加入者がいる場合のみ）

●**手続きに関する問い合わせ先**  
 健康推進課国民健康保険係  
 ☎22-1362

●**国保に関する問い合わせ先**  
 税務課国民健康保険係  
 ☎22-1313

## 4月2日から「品目横断的経営安定対策」の加入手続きを開始します

「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」の成立（平成18年6月14日）を受け、「担い手」の経営全体の安定化を図る品目横断的経営安定対策が実施されます。

この施策による交付金には生産条件不利補正対策交付金（対象品目は麦、大豆）と収入減少影響緩和対策交付金（対象品目は米、麦、大豆）があり、いずれも認定農業者でかつ原則として田畑面積4ha以上または、集落営農組織でかつ原則として田畑面積20ha以上が加入要件となります。

米・大豆の加入申請手続きの受け付けは、4月2日（月）から各地の農政事務所が始まります。詳細は東北農政局消費・安全部地域第三課までお問い合わせください。

◎東北農政局消費・安全部地域第三課  
 ☎0224-5313811  
 農林課 ☎22-12253

## 学校の「いじめ」などで悩みの児童生徒の皆さまとその保護者の方へ

法務省では、いじめ専用の電話相談（フリーダイヤル）やインターネットでのメール相談を受け付けています。ぜひご利用ください。

■**専用相談電話**  
 「子どもの人権110番」  
 児童・生徒専用の相談電話です。  
 ☎0120-007110

●**相談受付時間** 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分  
 ※土・日・祝日および平日の時間外は留守番電話となります。

※子どもの人権問題以外の相談は、仙台法務局人権擁護部第二課までお願いします。

■**インターネットでのメール相談**  
 法務省ホームページからご相談ください。保護者の方も相談できます（24時間受け付け）。

●**ホームページURL**  
<http://www.noj.go.jp/>

◎仙台法務局人権擁護部第二課  
 ☎022-22515611

## 今年も白石地区および城南・上久保地区が「高齢者交通事故防止モデル地区」に指定されました

昨年（平成18年中）市内では、1件の死亡事故が起きましたが、今年1月に蔵王町で高齢者同士による死亡ひき逃げ事故が発生しています。

このような状態に歯止めを掛けるため、白石警察署では昨年に引き続き白石地区および城南・上久保地区を平成19年における「高齢者交通事故防止モデル地区」に指定し、年間を通じて関係機関や団体の協力を得て高齢者の交通事故防止対策を積極的に取り組むこととしました。皆さまのご協力をお願いいたします。

◎白石警察署 ☎25-2138  
 生活環境課 ☎22-1314

## 春の交通安全真民総ぐるみ運動」を5月に実施します

次の通り運動を展開していきますので、市民の皆さまのご協力をお願いいたします。

●**期間** 5月11日（金）～20日（日）

●**運動の基本** 「交通ルールを守るあなたが 守られる」

●**運動の重点** ①飲酒運転の根絶、②自転車の安全利用の推進、③後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、④道路の正しい横断の励行

◎生活環境課 ☎22-1314

## 固定資産税関連の帳簿および台帳の縦覧・閲覧について

●**固定資産（土地・家屋）縦覧帳簿の縦覧について**  
 ●**縦覧期間** 4月2日（月）～5月31日（木）、8時30分～17時15分  
 ※土・日・祝日を除きます。

●**対象者** 固定資産税納税者（税額が発生しない方は対象外）および納税者から委任された方

●**手数料** 無料

■**固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧について**  
 閲覧できる方は次の通りです。

①固定資産の所有者・納税義務者  
 ②①の方と同居している親族の方  
 ③①の方からの委任状を持参した方  
 ④納税管理人  
 ⑤法人からの委任状を持参した方  
 ⑥貸借権・地上権等の権利者の方  
 ⑦借地借家人  
 ⑧資産の処分権を持つ方

※⑦⑧の方は、権利を確認できる書類が必要です。

●**手数料** 1件200円（ただし①～⑤の方が、4月2日～5月31日の間に行う閲覧は無料です）

※縦覧・閲覧とも、場所は市庁舎1階税務課固定資産課係です。確認のため、免許証や保険証などの身分証明書または納税通知書を持参してください。

◎税務課 ☎22-1313

## 4月1日から高齢者保健福祉制度を見直します

「生きがいデイサービス事業（愛称：「ほっとくらぶ」）」の利用料を見直します

「ほっとくらぶ」（生きがいデイサービス事業）は、介護保険非該当の65歳以上の方を対象に、送迎・昼食・入浴付きで、レクリエーションや軽スポーツなどを行う市の事業です。平成19年度から従来のスパシユランドしろいし会場に加えて、薬師の湯ひまわりセンター（福岡蔵本）でも同事業を実施することなどに伴い、4月から利用料を1,000円とします。

●**1回当たりの利用料**  
 800円→1,000円

■**在宅老人の方などへの紙おむつの給付額を見直します**  
 県補助金の廃止などにより、4月から紙おむつの給付限度額を次の通り見直します。

●**給付限度額（月額）**  
 ①市民税非課税世帯に属する方 5,000円→4,000円  
 ②市民税課税世帯に属する方 3,500円→2,000円

■**敬老会の招待者年齢を1歳引き上げます**  
 敬老会の招待対象年齢を平成18年度に76歳以上に見直しましたが、平成19年度以降は、77歳以上の方に変更します。

●**平成19年度以降の招待者**  
 市内にお住まいの77歳以上（昭和5年12月31日以前に誕生）の方。敬老会は各公民館単位で5月末から7月にかけて地域の皆さんと力を合わせて実施する予定ですが、招待者の皆さんには、はがきなどで日時をお知らせします。

## 平成19年度介護保険料仮徴収額決定通知書などを送付します

平成19年度介護保険料仮徴収額の決定通知書などを4月上旬に送付します。仮徴収とは、保険料が決定するまでの間に暫定的に納めていただく保険料（19年度の介護保険料額は8月に決定）で、前年度の保険料額を基礎としています。

年金から天引きされる方（特別徴収の方）についてはシール隠ぺい式はがきを送付し、納付書や口座振り替えで納入していただく方、4月または6月から新規で年金から天引きされる方については封書で送付します。

◎税務課介護保険料係  
 ☎22-1313

## 「悪質商法が増えつつある」

桜の便りも聞こえてくる今日このごろ。春の到来と共に、新たな悪質業者も出現してきます。予備知識を身に付け、トラブルを避けましょう。

今月は、老若男女にかかわる悪質商法を挙げてみましょう。

■**高齢者をターゲットにしたもの**  
 ●**催眠商法（SF商法）**  
 空き店舗などを利用して、安売りにやくじ引きなどを用いた文句に、「健康講座」などと銘打って人を集めます。そして、締め切った会場で言葉巧みに雰囲気盛り上げ、最終的に高額な商品を買わせるものです。

業者は「日用品無料配布」などと記載したチラシを街頭で配布したり、新聞に折り込んだりしては、皆さんを会場に誘い込みます。「もたえるものだけもらって」と考えて行くと、業者は逃げ出せない雰囲気をつくり出し、結果契約となります。商品としては、布団類や電気治療器、磁気マットレス、健康食品、浄水器などがあります。予防策としては、会場に行かないことが何より大切です。

●**点検商法**  
 業者は無料点検を理由に訪問し、「屋根や外壁」「布団のダニ」「給排水のさびや水漏れ」「床下の白アリ」などの点検作業を勝手に始めます。そして、交換が必要

## 「悪質商法が増えつつある」

だとして、高額な料金を請求するものです。商品としては、住宅リフォームや白アリ駆除、床下換気扇、補強、排水管の清掃、浄水器、布団類、消火器などがあります。予防策としては、「無料点検」に気を付け、点検を始める前に断る（家に入らせない）ことが大切です。

■**若年者をターゲットにしたもの**  
 ●**アポイントメントセールス**  
 「当選」「誕生日プレゼント」「アンケート」などを口実に電話やはがき、携帯電話で呼び出し、長時間にわたる強引な勧誘で商品と契約させます。恋愛感情を利用したり、一度被害に遭った人を再度勧誘したりします。商品としては、アクセサリーやサービス会員、教養娯楽教材、パソコン、資格教材などがあります。予防策としては、心当たりのない人に誘われても絶対行かない、おいしい話には乗らないことが大切です。

●**サイドビジネス**  
 在宅での仕事を紹介され、高額な教材講習費を支払ったものの、仕事がないというものです。使用品としてはパソコンや化粧品、アクセサリー、健康食品などがあります。予防策としては、詳細をよく確認することが大切です。支払いを急がせるものは特に注意してください。

## 赤ちゃん誕生心援事業 妊婦健診費用の助成を拡大します

お母さんの健康とお子さんの健やかな出産を応援するため、4月より健診費用の一部助成を拡大します。

●**対象** 市内に住所を有し、母子健康手帳の交付を受けた妊婦

●**助成方法** 母子手帳の交付の際に「妊婦健康診査費用助成券綴」をお渡しします。券の金券使用また

## 赤ちゃん誕生心援事業 妊婦健診費用の助成を拡大します

は償還払いにより、1回3,500円の助成が8回まで利用できます。既存の「妊婦一般健康診査受診票（第1回）（第2回）」はこれまで通り使用できますので、計10回の助成になります。

詳しくは、健康推進課保健指導係までお問い合わせください。

◎健康推進課 ☎22-1362

## 実践していますか？「マイバック持参、レジ袋は要りません」

たかがレジ袋とあなどるなかれ。日本では一世帯当たり、年間315枚ものレジ袋をもらっているそうです。この代金はもちろん、私たち消費者が1枚2～3円を商品に上乗せするという形で支払っています。また、ごみに出されて処理する際には処理費用がかかりますが、この費用も私たちの負担となります。「たかが1枚」と考えず、1枚でも減らす心掛けをお願いいたします。

◎生活環境課 ☎22-1314

Do you know?

知ってる？

「悪質商法が増えつつある」

◎いきいきライフ消費生活相談室  
 ☎22-0783  
 （相談日）月・水・金 9時～16時